

令和7年8月28日(木)
14時～

第24回奈良県税制調査会資料②

■法人県民税特例制度について

奈良県総務部税務課



委員意見① 現行の使途事業に関する事業効果と今後の計画

【委員意見】

事業費の必要性、効率性、有効性について検証する体制が必要。(上村委員)

納税者が納得するような使途に使われているかを透明化する必要がある。(横山委員)

使途事業に展望や課題意識はあるか。(下山委員)

前回の答申に、「妥当性や有効性の評価」とあるが、現状はどうか。(竹本委員)

税金があるから事業をやるというのは良くない。(略)計画等も示してもらえると良い。(林座長)



本会も、簡素ではあるが公開で使途事業について確認いただいている。税金に比して過剰な課税になっていないか、歳出目的が課税趣旨からずれていないかなど、議論いただくのも1つの評価のあり方と考える。(総務部長コメント)

⇒検討資料「現行の使途事業に関する事業効果と今後の計画」を追加

委員意見① 現行の使途事業に関する事業効果と今後の計画

検討

・現行の使途事業に関する事業効果

事業実績

障害者福祉施設数
2,330 ⇒ 2,682
令和2年 令和5年

老人福祉施設数
185 ⇒ 195
令和2年 令和5年

放課後児童クラブ数
256 ⇒ 261
令和2年 令和6年

奈良県立医科大学の整備
医療施設(高度救命救急センター改修等)
高度医療機器(放射線画像情報システム等)

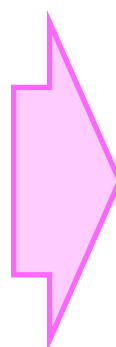
事業効果

障害者グループホームの入所者数
1,173人 ⇒ 1,500人
令和2年 令和5年

特別養護老人ホームの入所者数
7,059人 ⇒ 7,149人
令和2年 令和5年

放課後児童クラブの登録児童数
15,976人 ⇒ 18,488人
令和2年 令和6年

奈良県立医科大学の救急搬送受入人数
4,908人 ⇒ 6,180人
令和元年※ 令和5年
※R2(4,760人)は、新型コロナ禍のためR元の件数を採用



⇒現在の課税期間(R3～R7)中、障害者・老人福祉施設や放課後児童クラブ数が増加するとともに、奈良県立医科大学の整備が進んだ。
⇒その効果として、障害者・高齢者の生活環境、就学児童の放課後の保育環境、地域での患者の受け入れ体制が充実し、仕事と介護・育児、看護・通院が両立しやすい、労働環境の整備が進んだ。

委員意見① 現行の使途事業に関する事業効果と今後の計画

検討

・今後の計画

主な使途事業〈令和3度～令和7年度〉 総事業費:141億円

- ・ 障害者福祉施設整備 : 県立障害福祉施設整備（藤の木学園）
民間障害福祉施設整備
- ・ 老人福祉施設整備 : 特別養護老人ホーム等整備
- ・ 児童福祉施設整備 : 放課後児童クラブ施設整備
病児保育施設整備
- ・ 医療施設整備 : 県立医科大学附属病院整備
奈良総合・西和医療センター整備



藤の木学園（整備後）

主な使途予定事業〈令和8年度～令和12年度〉 総事業費:150億円

- ・ 障害者福祉施設整備 : 民間障害福祉施設整備
- ・ 老人福祉施設整備 : 特別養護老人ホーム等整備
- ・ 児童福祉施設整備 : 放課後児童クラブ施設整備
病児保育施設整備
高田こども家庭相談センター移転整備
- ・ 医療施設整備 : 県立医科大学附属病院整備
奈良総合・西和医療センター整備



高田こども家庭相談センター（現在）

※移転整備が予定されている高田こども家庭相談センター・新西和総合医療センターの整備費用は未算出のため、総事業費には含んでいない。

⇒令和8年度以降も、社会福祉の増進又は医療の向上を図る施設の整備等（障害者福祉・老人福祉・児童福祉・医療施設の整備）に財政需要が見込まれる。

委員意見② 負担者である法人の状況とそれに応じた使途事業

【委員意見】

対象法人のうち、県内企業と、県外に本店のある企業との比率はどうか。(佐藤委員)

「奈良府民」と言われるように、大阪で働いている方が多い。(略)納税する奈良県企業にとって直接利益がある使途事業の方がよい。(佐藤委員)

県内の保育園に預けて県外で働く人の分も、県内企業が負担するのかという論点はある。(林座長)



感触的には県外企業が多い。資料としてまた提示する。(税務課長コメント)

⇒検討資料「負担者である法人の状況とそれに応じた使途事業」を追加

委員意見② 負担者である法人の状況とそれに応じた使途事業

検討

・負担者である法人の状況とそれに応じた使途事業

《県内企業と、県外に本店のある企業との比率》

	R3		R4		R5		R6	
県内本店	612	26.8%	630	26.1%	649	26.7%	653	26.0%
県外本店	1,672	73.2%	1,785	73.9%	1,785	73.3%	1,859	74.0%
計	2,284	100%	2,415	100%	2,434	100%	2,512	100%

《県外就業率》

平均	県外就業率		県外就業率	
26.4%	H7	32.7%	H22	29.9%
73.6%	H12	30.9%	H27	28.6%
100%	H17	29.3%	R2	27.3%

- ・超過課税の対象法人は、7割超が事業所は県内にあるが、本店は県外にある法人。
- ・県外就業率(R2)は27.3%で全国3位の水準だが、県外就業率は低下傾向であり、7割を超える県民は県内で就業。

《使途事業の検討》

超過課税の目的(使途)	都道府県	メリット	デメリット
社会(児童)福祉・医療推進 (奈良県)	26	個人に受益があるため、事業所で勤務する従業員を通じて広く法人に受益が及ぶ。	直接の受益者が個人で、法人の受益が間接的となる。
産業振興	19	事業対象法人には直接受益が及ぶ。	事業対象法人が県内法人中心となり、県外法人の受益が限定的になる。
教育・文化・スポーツ振興	18	個人に受益があるため、事業所で勤務する従業員を通じて広く法人に受益が及ぶ。	受益の発現が中長期的(教育)又は部分的(文化・スポーツ)になる。
防災・社会基盤整備	7	事業対象地域の法人に直接受益が及ぶ。	事業対象地域に限られる事業が多く、法人全般に等しく受益が及ばない。
地域づくり・観光振興	2	〃	〃
環境保全・循環型社会形成	1	〃	受益の発現が中長期的になる。
使途を特定せず	5	県は使途事業を特定せずに財源を充当できる。	負担者である法人に受益が担保されない。

※使途が複数の都道府県もあるため、合計が都道府県数(46)とは一致しない。

⇒「7割超が事業所は県内にあるが、本店は県外にある法人」であること、「7割を超える県民は県内で就業」していることを踏まえると、深刻な人手不足の中、仕事と育児・介護の両立などにつながる、「社会(児童)福祉・医療推進」が負担者である法人の状況に応じた使途事業として適当と考える。

委員意見③ 次期の法人県民税特例制度

【委員意見】

現状は、事業費に比べて税収がかなり少なく、次年度以降も同水準の超過課税を続けて問題無い。(上村委員)

税として考えると、これ以上税率を上げる余地はなく、横並びなので奈良県だけが突出するわけにもいかない。決まった金額の中で事業費を適正化するしかないと思う。(佐藤委員)

奈良だけ無くすわけにもいかず、突出するわけにはいかないという状況にあるので、そこを前提に答申づくりを進めていきたい。(林座長)

目 次

1. 法人県民税法人税割の概要	8
2. 制度の趣旨・経緯	9
3. 総事業費と税収の推移	10
4. 法人県民税特例制度の適用条件	11

1. 法人県民税法人税割の概要

社会福祉の増進又は医療の向上を図る施設の整備等に要する経費の財源に充てるため、令和8年3月31日までの間に終了する事業年度まで、法人県民税の法人税割の税率を特例税率としていることから、その延長について検討を行う。

項目	内容
納税義務者	県内に事務所等を有する法人等
税率	法人税額の1.8%（中小法人等は1.0%（標準税率）） 【中小法人等】 次の法人のいずれかで、かつ法人税額又は個別帰属法人税割が年1,000万円以下の法人 ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 ② 資本又は出資を有しない法人 ③ 県税条例第20条第4項において法人とみなされる法人
適用期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に終了する各事業年度分
税収による用途	標準税率を超える部分（特例分：0.8%）による税収は、「社会福祉施設等整備基金条例」により基金に積み立て、用途事業に充当
税収（特例分）	約570百万円（令和6年度決算ベース）

2. 制度の趣旨・経緯

(1) 制度の趣旨・経緯

- ・ 社会福祉の増進又は医療の向上を図る施設の整備等に要する経費の財源に充てるため、法人県民税(法人税割)について昭和51年から条例による特例制度の適用を実施。
- ・ 社会福祉施設整備基金に積み立て、県立医科大学施設や障害者福祉施設の整備等にこれまで活用しているところ。
- ・ 令和7年度末で条例の適用期限が到来するため、次年度以降の特例制度の適用について検討することが必要。

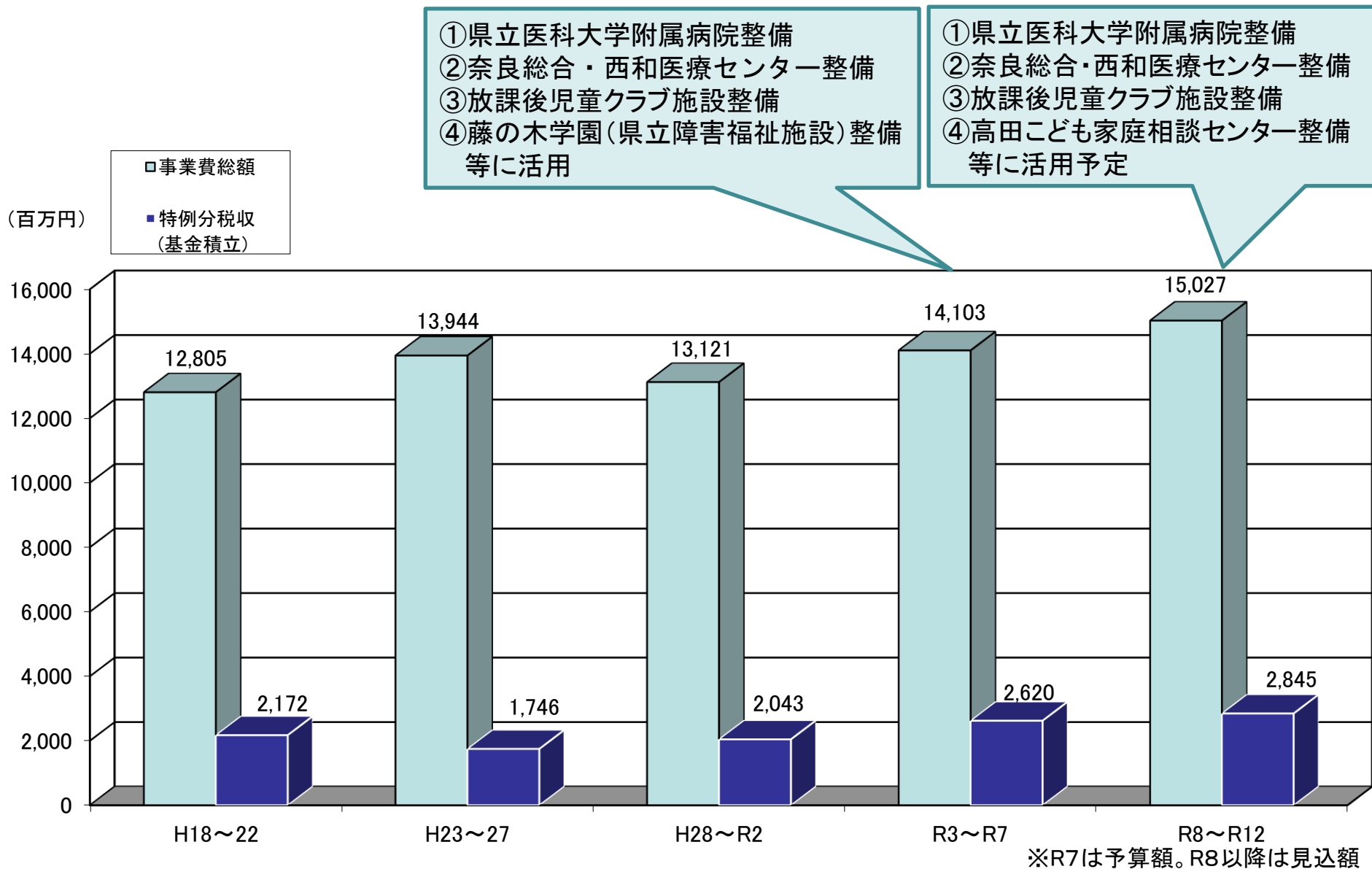
(2) 創設からの経緯

	S51～H2	H3～7	H8～12	H13～17	H18～22	H23～27	H28～R2	R3～7	R8～12
目的	社会福祉施設の整備	社会福祉の増進及び医療の向上を図る施設の整備							
対象法人	資本金額等が1億円を超える法人 または 法人税額400万円を超える法人	同左	資本金額等が1億円を超える法人 または 法人税額1,000万円を超える法人						今回検討
税率	6.0% (中小法人等5.0%) 特例分1.0%	5.0% (中小法人等5.8%) 特例分0.8%					H26.10～ 4.0% (中小法人等3.2%) 特例分0.8%	R1.10～ 1.8% (中小法人等1.0%) 特例分0.8%	

法人県民税法人税割の
税率引下げに併せて、
地方法人税(国税)を創設

法人県民税法人税割の税率
引下げに併せて、地方法人
税(国税)の税率引上げ

3. 総事業費と税収の推移



4. 法人県民税特例制度の適用条件

(1) 全国の動向

他府県の 適用条件 (静岡県を除く全 都道府県が特例 制度を適用)	税率		対象法人					
	2.0%	1.8%	資本金の額等			法人税額		
			1億円超	2億円超	その他 ※3億・2千万円等	1千万円超	15百万・ 16百万円超	その他 2千万円・4千万円等
	2	44	43	1	2	38	3	5

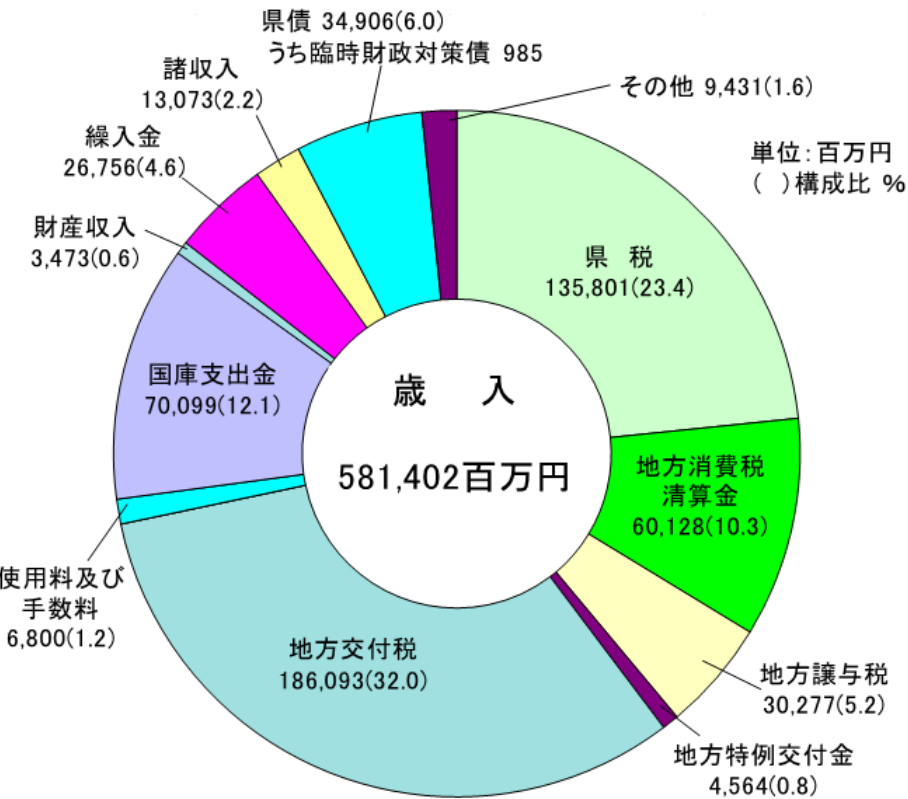
奈良県と同じ
適用条件であ
るのは36団体

(2) 他府県の実施目的

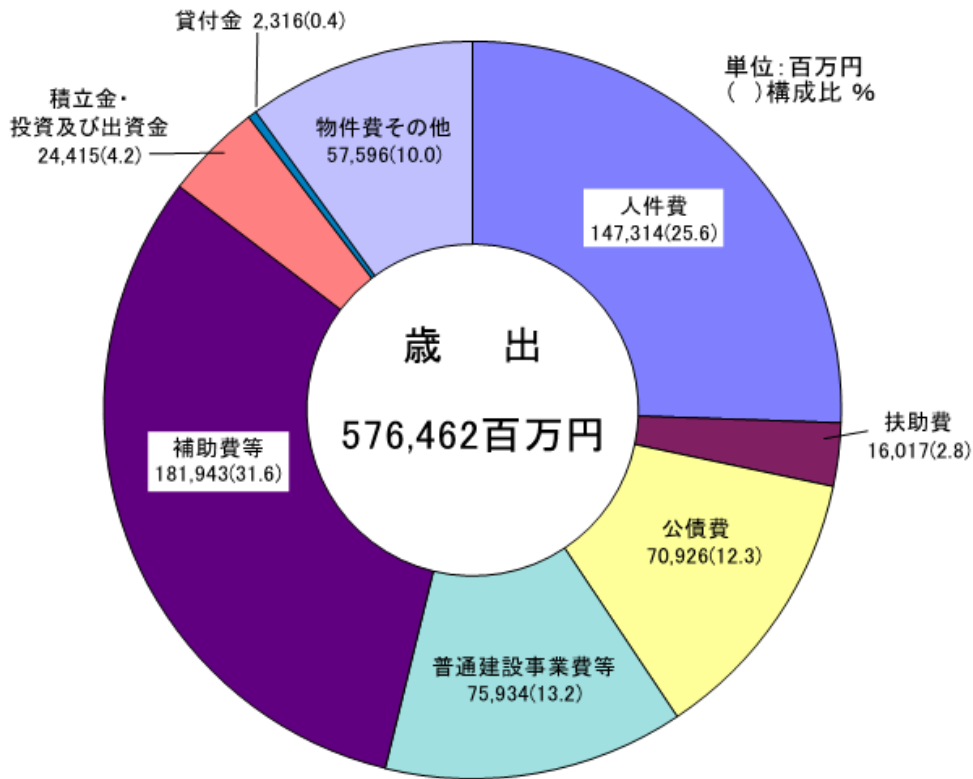
都道府県	超過課税の実施目的(使途)	都道府県	超過課税の実施目的(使途)
北海道	教育施設の整備充実のための財源に充てる	滋賀県	施策を推進するために必要な自主財源を確保するため(具体的な使途は定めていない)
青森県	社会福祉施策の充実を図るために要する費用に充てる	京都府	産業の振興と社会基盤の整備に資するため
岩手県	県の産業振興及び雇用対策等に関する施策を推進するための財源に充てる	大阪府	道路網などの都市基盤整備や防災対策の充実といった大都市圏特有の緊急かつ膨大な財政需要に対処するため 勤労者の仕事と生活の調和の実現に資するため、①勤労者の能力向上と労働環境の整備への支援、②子育てと 仕事の両立支援、③子育て世帯への支援に活用。
宮城県	少子・高齢化社会に対応する福祉施策の財源に充てる	兵庫県	社会福祉の増進又は医療の向上を図る施設の整備等の経費に充てる
秋田県	社会福祉施設の整備及び医療の充実の財源に充てる	奈良県	和歌山県福祉対策等基金に積み立て、県独自の福祉医療費等の財源に充てる
山形県	少子高齢社会に対応する福祉・医療の充実に関する事業及び未来を拓き夢を実現する人材を育成する教育の充 実に関する事業に充てる	和歌山県	和歌山県福祉対策等基金に積み立て、県独自の福祉医療費等の財源に充てる
福島県	商工業の振興、社会福祉の充実、次世代育成の支援、文化・教育の振興	鳥取県	産業振興の財源の一部とするため
茨城県	産業、教育、福祉、医療等に関する施策の推進のための財源に充てる	島根県	自主財源の確保(各種施策の展開に活用)
栃木県	①教育環境の充実 ②県民文化・スポーツの振興 ③安全・安心の確保 ④少子高齢社会における保健・医療・福 祉サービスの充実 ⑤産業の振興	岡山県	教育の再生、産業の振興及び安心で豊かさが実感できる地域の創造を図るための所要財源の一部に充てる
群馬県	防災・減災対策や医療・福祉施策をはじめとする県民の幸福度を高めるための群馬県独自の施策を推進するた めに必要な財源に充てる	広島県	大規模社会福祉施設(大規模な社会福祉施設、医療施設、保健休養施設など)の建設に要する経費の財源に充 てる
埼玉県	①雇用・中小企業対策、②教育の充実、③危機管理・防災対策などの行政需要に対応するため	山口県	社会福祉及び教育・文化・スポーツ施策の充実を図るため
千葉県	都市基盤・防災及び福祉・医療施設の整備等に要する費用に充てる	徳島県	県土強靱化の推進、交通ネットワークの整備及び産業の活性化のための財源を確保する必要があるため
東京都	大都市特有の膨大な財政需要に対応するため	香川県	社会福祉の充実、教育の振興、地域産業の振興に要する財源に充てる
神奈川県	喫緊の行政課題に着実かつスピーディーに対応するため 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進 災害に強い県土づくりの推進 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備	愛媛県	保健医療及び社会福祉の充実
新潟県	教育・文化・スポーツの振興(県立高等学校改築等)	高知県	県の主要政策に充てる
富山県	社会福祉の充実、教育文化・スポーツの振興 等	福岡県	社会福祉の充実及び教育の振興
石川県	人との交流が盛んな地域づくり、将来にわたり本県経済を支える強い産業づくり等に要する財源の一部に充てる	佐賀県	県の厳しい財政状況を踏まえ実施
福井県	中小企業の振興および教育施設の整備のための財源に充てる	長崎県	総合交通体系及び文化・スポーツ施設等の都市基盤の整備充実
山梨県	社会福祉の充実及び教育文化の振興	熊本県	①少子化対策・高齢者福祉施策の推進、②産業の振興、③雇用の維持に伴う財政需要を補うため
長野県	中小企業の振興、産業人材の育成・確保、産業基盤の整備	大分県	産業の活性化、交通ネットワークの整備及び教育・人づくりの充実を図るための財源に充てる
岐阜県	少子化対策の推進及び社会福祉の充実並びに教育の振興を図るため	宮崎県	社会保障関係費や公共施設等の老朽化対策に要する経費の財源に充てる
愛知県	青少年のための教育・文化施設の整備維持 老人・心身障害児(者)のための社会福祉施設の整備維持 勤労者のための福祉施設の整備維持 中小企業のための知識集約化促進施設の拡充整備維持等	鹿児島県	①高齢者福祉の充実②災害に強い県土づくり③幹線交通体系の整備
三重県	三重県福祉基金、三重県子ども基金、三重県中小企業振興基金、三重県体育スポーツ振興基金、三重県環境保全 基金の財源の一部	沖縄県	社会福祉の充実及び中小企業の育成に要する経費の財源確保のため

奈良県と同様の実施目的(社会福祉等)であるのは26団体

歳入



歳出





奈良県HPより

産業政策のパッケージ2025
～「奈良」が持つポテンシャルを最大限に引き出す～

奈良県の観光GDPの飛躍的かつ持続的な拡大を目指して

大和平野の県有地の活用

こども・子育て施策の推進
～こどもをまんなかにおき、社会全体で子育てを支援するあたたかい県民性をはぐくみます～

脱炭素社会の実現
～2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けて～

県民の命と財産を守る防災力の強化